

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 9 号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成 9 年秋田市規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 109 条第 1 項中「）以上」の次に「（予定価格が零を下回る入札にあっては、その都度市長が定める額）」を加える。

第 128 条第 1 項中「以上の」を「以上（予定価格が零を下回る入札に係る契約にあっては、その都度市長が定める額）の」に改める。

第 137 条に次の 1 項を加える。

9 契約者は、第 1 項の規定による保証契約書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、および市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、当該契約者は、当該保証契約書を市長に寄託したものとみなす。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。